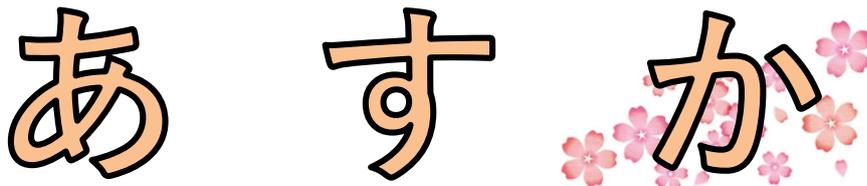


東京都行政書士会北支部広報



第45号

2021年2月1日発行

発行人 溝口庸一

編集人 吉村信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

新年のご挨拶



支部長 溝口庸一

新年おめでとうございます。日頃より東京都行政書士会北支部の活動にご理解を賜り、ありがとうございます。

新型コロナウイルス禍の影響により、昨年は支部の様々な行事・活動を自粛せざるを得ない状況になり、本年もまだ通常活動回復の兆しが見えてきません。支部会員の皆様は感染には十分お気をつけください。

20年ほど前から電子政府の実現が政策課題とされ、また今般のコロナ禍により「テレワーク」「リモート会議」「オンライン授業」等が行われる中、日本のデジタル化の遅れが認識され、本年9月に政府にデジタル庁が設置されることとなり

ました。コロナウイルス終息後の社会は大きく変化することが予想され、私たち士業者の業務も少なくない分野がAIに置き換えられる可能性があります。

2014年に発表されたオックスフォード大学のマイケル・A・オズボーン准教授の「雇用の未来」という論文は、AI化によりアメリカにおいて10年後になくなる可能性のある702の職種を予測しました。「税務申告書類作成者」が99%、「不動産鑑定士」が90%の確率でなくなるであろう一方、「中学校教師」17%、「調停者」6%、「弁護士」4%と予測しています。

コンピュータ技術をもってしても自動化が難しい、エッセンシャルワークといわれるような人に寄り添う業務が生き残りのポイントでしょうか。



北区長 花川與惣太

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

支部長の溝口様をはじめ東京都行政書士会北支部の皆様には、日頃より区民の皆様の暮らしを支え、守るためにご尽力と、区政推進に一方ならぬご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度は「新型コロナウイルスの感染拡大」という未曾有の危機に対して、国や東京都と連携して、感染拡大の防止と医療提供体制の充実、区民・事業者の皆様への支援、社会インフラの維持など、断続的に粘り強い対策を進めてきた所です。しかしながら、11月以降、全国各地で第3

波ともいえる感染拡大により、北区も依然として大変厳しい状況が続いています。

このような状況の中、一日でも早く感染拡大を収束させるために、引き続き、関係機関との緊密な連携のもと、感染拡大防止策を講じてまいります。

そして、アフターコロナも見据え、デジタル化やペーパーレス化の推進など、北区が新しい時代の第一歩を力強く踏み出せるよう、全力で区政運営に邁進してまいります。

行政書士の先生方におかれましては、今後とも、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の更なるご発展とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

行政書士は身近な街の法律家



行政書士は許認可や登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。

相続業務に関する研修会を開催しました

令和2年11月26日(木)午後6時30分より北とびあ7階第二研修室において、東京都行政書士会北支部研修会を開催いたしました。このコロナ禍にもかかわらず、20名余りの自己研鑽に熱心な会員が参集したものの、定員120名の第二研修室ですから問題なくソーシャルディスタンスを保つことができていました。

かつては北支部で活躍し現在は千代田支部に所属するディルシルス行政書士事務所の及川弘子行政書士を講師に迎え「元数学教師が教える相続業務の方程式」と銘打つ研修が始まりました。

まずは、自己の失敗談をからめて法律以前の親族関係への配慮とモラルの重要さの解説から開始したところは、相続実務経験の豊富さの証左でしょう。続く技術的な部分の講義内容は実務経験を繰り返せば自然と身につくものではあるので、「気遣い」と「他者の財産を預かっているという認識」を忘れずに堂々と事務を遂行してゆけばよいというメッセージこそが本研修の主旨だったと感じました。

とはいえ、証券保管振替機構に登録済み加入者情報の開示請求を行うことで相続株式を管理している証券会社を検索することができるというのは貴重な実務知識として、ありがたく拝聴した次第です。

また、相続不動産については被相続人の表示から名寄帳兼課税台帳の写しを取得して手続き漏れを防いでいくのが普通ですが、市区町村によって

は手作業で該当不動産を検索しているのが交付請求において指定していかなかった不動産が結局取得した写しに載ってこないということがあるということも、本研修で初めて知りました。困った話ですが、講師も述べていたとおり名寄帳兼課税台帳の写しを取得しておけば専門職としての善管注意義務は果たしているといえるので、後日になって損害賠償責任を負うというリスクは回避できるはずで

す。講師がこれほど相続実務経験豊かになった経緯は、千代田支部への移転後に葬儀業者とのつながりができたからなのだそうです。超高齢社会にひかえる大相続時代へ向けて、そうした人の生死に携わる生業との縁を深めることも、事務所の繁栄に役立つことでしょう。

(研修部 中村博人)



暴力団等排除対策委員会特別研修会を開催しました

令和2年12月4日(金)午後6時30分より北とびあ902会議室において、暴力団等排除対策委員会特別研修会を開催いたしました。

今回は新型コロナウイルスの感染防止のため入場前の手指の消毒及び検温の他、会場内のソーシャルディスタンスを確保するべく、例年お招きしている東京会の役員の方々や区議会議員の方々にはお声がけせず北支部会員のみ受講とすることで人数を抑制して開催いたしました。

講師には北区内にある三つの警察署、王子警察署・赤羽警察署・滝野川警察署の組織犯罪対策課より2名ずつお越しいただき、北支部会員15名が受講いたしました。

雨谷幹彦副支部長・暴力団等排除対策委員長より開会の挨拶ののち、まずは各警察署の皆様より管内の組織犯罪の動向についてお話しいただきました。いずれの警察署管内とも、暴力団組織による犯罪は減少しているものの、外国人犯罪、特殊詐欺は増加傾向にあるので注意が必要とのこと

でした。また年末に向けて暴力団関係者が正月飾り売りつけてくることもあり、あわせてみかじめ料の要求等を耳にした場合はすぐさま通報してほしいとのことでした。お話の後、六代目山口組継承式のDVDの上映していただき、組織犯罪対策課の担当者様の解説付きで貴重なDVDを見ることができました。

例年であれば、研修後には講師の皆様を交えての懇親会を催しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大中ということもあり、今年は懇親会を行わずに散会となりました。最後になりましたが講師を引受けてくださいました王子警察署、赤羽警察署、滝野川警察署の組織犯罪対策課の皆様、貴重なお話をありがとうございました。参加して下さった北支部会員の皆様にはこの研修を活かして今後ご活躍していただけることを大いに期待しております。

(副支部長 關口勝生)



令和2年度相談員研修会及び新入・転入会員研修会を開催しました

令和2年9月18日（金）午後6時30分より北とぴあ第一研修室において、相談員研修会及び新入・転入会員研修会を開催いたしました。

今回は新型コロナウイルスの感染防止のため相談員研修会でロールプレイができないため時間を1時間に短縮したうえで、従来別の日程で開催していました新入・転入会員研修会を同日に開催することにいたしました。会場内のソーシャルディスタンスを確保するべく、相談員研修会は北支部会員で今まで一度も相談員研修会を受講したことが無い方、新入・転入会員研修会は平成29年8月以降に北支部に新入・転入した方のみを対象者を限定することで人数を制限し、その結果、相談員研修会には10名、新入・転入会員研修会には9名が参加いたしました。

相談員研修会では行政書士ADRセンター東京の光永謙太郎センター長を講師に迎え「行政書士のための相談技法2020」と題して、行政書士の相談業務の法的根拠から、相談業務に必要なコミュニケーション技術と傾聴、対話技法について講義していただきました。1時間弱という限られた時間でしたが光永講師によるテンポ良く且つわ

かりやすい解説によって、参加者全員が理解を深められたかと思えます。引き続き、吉村信一広報部長より「相談員としての心構えと注意点」題して、北支部の相談会の実施状況から相談時の注意点までお話しいただきました。吉村広報部長からは、新入・転入会員の皆さんにはぜひ積極的に相談会に参加してほしいという熱い言葉をいただきました。

後半の新入・転入会員研修会では、まず新入・転入会員の皆さんから自己紹介をしていただきました。皆さん熱い思いをもった頼もしい方々という印象を受けました。研修では、溝口支部長より支部細則に沿って支部活動について詳細にご説明いただきました。その後、各副支部長より、北支部の各部、各委員会の活動から東京都行政書士会の活動に至るまで説明をしていただきました。かなり盛りだくさんの内容となりましたが、新入・転入会員の皆さんにはきっと北支部の活動を理解していただけたと思います。皆さんには北支部会員として今後ご活躍していただけることを大いに期待しております。

（副支部長 関口勝生）

法教育出前授業を実施しました

令和2年12月16日（水）、北区立桐ヶ丘郷小学校において、4年生を対象にした法教育出前授業を実施しました。

北支部が10年前より北区内の公立小中学校を対象に実施させていただいている法教育出前授業は、例年、実施時期が2学期から3学期に集中しておりますが、昨年度は新型コロナウイルスの影響により3月から一斉休校が行われたこともあり実施予定であった出前授業の半数が中止となってしまいました。

今年度も、コロナ禍の影響で実施が危ぶまれる状況でしたが、10月以降、公立小中学校でゲストティーチャーの受け入れが解禁されたことを受け、各学校との綿密な打ち合わせのうえ、感染予防対策を徹底したうえで出前授業を実施することとなりました。

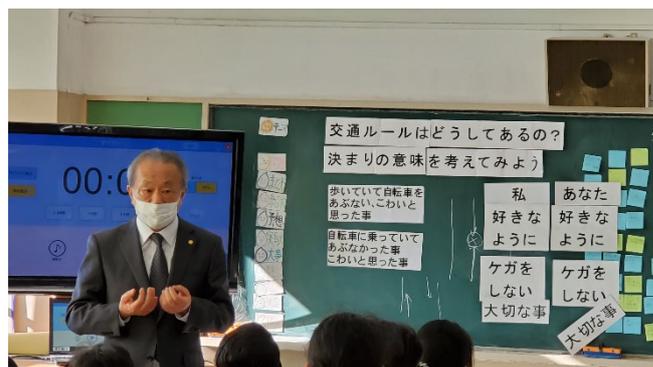
北支部が実施する法教育出前授業では、子どもたちの身近にあるルールやきまりを題材にして、ルールやきまり（＝法律）の作られる目的・成り立ちを理解し、他者への思いやりや規範意識を醸成することをねらいとしていますが、今回の授業では、例年、桐ヶ丘郷小学校で4年生向けの授業をご担当いただいている大田支部の窪田信男行政書士を講師に迎え「自転車に関する交通ルール」

をテーマに行いました。

授業では、活発に意見を出し合い授業を楽しむ児童らの姿に元気をもらうとともに、このような状況にも関わらず我々行政書士を受け入れていただいた学校関係者の皆様に感謝の想いを新たにいたしました。

東京都内では、年末年始にかけて再び感染者数が増加し、緊急事態宣言が再発令された状況において、今後予定している出前授業が無事に実施できるかどうか不透明な状況ではありますが、今後も、地域貢献活動として法教育出前授業を継続していきたいと思えます。

（法教育推進委員会副委員長 吉村信一）



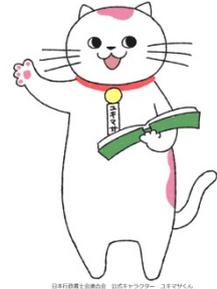


東京都行政書士会北支部

無料相談会

■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が分かりやすく丁寧に为您解答します



日本行政書士会連合会 北区キタシブ会 キタシブセンター

■ さまざまなお相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関すること ■ 遺言に関すること ■ 成年後見に関すること ■ 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関すること ■ 外国人のビザや帰化に関すること ■ 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関すること ■ 売買・賃貸借など契約に関すること

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 偶数月(10月除く)の第一火曜日
13:00~16:00

場所 北区役所第1庁舎1階ロビー
(王子本町1-15-22)

サテライト相談会

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

日時 奇数月の第一火曜日
13:00~16:00

場所 北区内のふれあい館等

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただけますと、適任の行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日 9時~17時)

☎ 03-5963-7437



info@kitashibu.tokyo

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  [facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://www.facebook.com/kitashibu.tokyo/)



日本行政書士会連合会 北区キタシブ会 キタシブセンター